

2025年11月25日

お客様各位

北海道労働金庫

住宅ローン控除における「調書方式」の取扱開始について

平素より<北海道ろうきん>をご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和4年税制改正において、住宅ローン控除における「調書方式」の適用が開始されたことに伴い、当金庫におきましても以下の通り「調書方式」の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

なお、「調書方式」で住宅ローン控除の適用を受ける場合、当金庫に対し「個人番号（マイナンバー）」および「住宅ローン控除の適用申請書」を提出することが必要となります。

1. 取扱開始日

2026年1月1日お借入れ分より

2. 「調書方式」の対象となるお客さま

(1) 資金のお使いみちが土地・建物購入または増改築等の場合

2026年1月1日以降にお借入れをされた方のうち住宅ローン控除の適用を受ける方。

(2) 資金のお使いみちが借換の場合

住宅ローン控除の適用を受ける方で、以下両方を満たす方。

① 2027年1月1日以降にお借入れをされる方。

② 対象物件への居住開始年月日が2023年1月1日以降の方。

3. 「調書方式」について

当金庫がお客さまの住宅ローン残高等を記載した年末残高調書を税務署に提出し、税務署がお客さまへマイナポータルを通じて年末残高情報を提供する方式です。

マイナポータルに連携された年末残高情報から必要情報を取得のうえ、税務署への確定申告や勤務先への年末調整を行っていただきます。

以上